

国立大学法人岡山大学情報公開取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成17年3月31日
平成19年3月30日
平成22年6月11日
平成23年3月31日
平成23年4月28日
平成25年1月29日
平成28年3月31日
平成31年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学の情報公開に関する規程（平成16年岡大規程第2号）第5条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについて、法令又はこれに基づく特別の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「法人文書」とは、国立大学法人岡山大学法人文書管理規程（平成21年岡大規程第55号。以下「法人文書管理規程」という。）第2条第1号に規定する「法人文書」をいう。

2 この要項において「部局等」とは、法人監査室，総務・企画部，学務部，研究協力部，国際部，安全衛生部，財務部，施設企画部，各学部，大学院各研究科，各研究所，岡山大学病院，各全学センター，附属図書館及び各機構をいう。

(受付)

第3条 法人文書について、開示請求があった場合は、総務・企画部総務課（以下「総務課」という。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- 一 法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、法人文書管理規程第2条第4号に規定する法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- 二 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙様式第1号の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 三 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の写し1部及び開示請求手数料に係る領収証書を交付する。

(開示等の検討)

第4条 学長は、法人文書の開示，不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たっては、当該法人文書を保有する部局等の長に意見を求めるものとする。

(開示請求事案の移送)

第5条 学長は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するとき及び法第13条第1項の規定により事案を行政機関の長に移送するときは、別紙様式第2号により当該開示請求者に通知しなければならない。

(第三者への意見聴取)

第6条 学長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙様式第3号により当該第三者に通知しなければならない。

(開示等の決定)

第7条 学長は、第3条第2号後段に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をしなければならない。

2 学長は、法第10条第2項の規定により開示等を決定する期間を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙様式第4号により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、開示等を決定する期間を延長するときは、別紙様式第5号により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙様式第6-1号、別紙様式第6-2号又は別紙様式第6-3号により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙様式第7号により当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第8条 法人文書の開示は、次の各号に定める方法により行う。

一 文書又は図画

イ 当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、ロに規定するもの）の閲覧

ロ 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ハ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ニ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

二 電磁的記録

イ 当該電磁的記録の専用機器による閲覧又は視聴

ロ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）。

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの閲覧又は交付

ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

2 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙様式第8号による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙様式第9号による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

3 法人文書の開示を実施するときは、開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を徴収するものとする。

4 法人文書の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や開示を受ける者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

5 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において法人文書の写しを送付するものとする。

(移送された事案)

第9条 法第12条第1項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第12条の2第1項の規定により行政機関の長から移送された事

案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(手数料の額等)

第10条 開示請求手数料の額は、開示請求に係る法人文書1件につき、300円とする。

2 開示実施手数料の額は、開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この項及び次項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額。第3号から第5号までを除き、以下この項において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

一 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該他の独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）

二 法第12条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法人が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額

三 法第12条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法人が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額

四 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち法人が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

五 法第13条第1項の規定に基づき行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法人が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

3 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときの第1項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における前項ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル（法人文書管理規程第2条第3号に規定する「法人文書ファイル」という。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

4 開示請求手数料及び開示実施手数料は、総務課において現金で納入しなければならない。ただし、郵送による場合は、郵便局の定額小為替証書を関係書類とともに総務課に送付することとする。

5 法人文書の開示を受ける者が法人文書の写しの送付を希望する場合は、開示実施手数料のほか郵送料として郵便切手を総務課に送付することとする。

(開示実施手数料の減免)

第11条 学長は、法第17条第3項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、開示請求1件につき2千円を限度として、開示実施手数料を減額又は免除をすることができる。

一 開示を受ける者から別紙様式第10号により開示実施手数料の減額又は免除の申出

があった場合において、当該開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納入する資力がないと認めるとき

- 二 開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認める場合において、当該開示の実施の方法により開示を実施するとき
- 2 学長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙様式第11号により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(審査請求)

第12条 学長は、法第18条第1項の規定により審査請求があった場合、当該審査請求に係る法人文書を保有する部局等の長に意見を求めたうえで、検討するものとする。

- 2 学長は、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙様式第12号により法第19条第2項各号に規定する者（以下「審査請求人等」という。）に通知しなければならない。

- 3 学長は、審査請求に対する決定をしたときは、別紙様式第13号により審査請求人等に通知しなければならない。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 なお、この要項施行前に岡山大学情報公開取扱要項（以下「旧要項」という。）第3条の規定により受け付けた開示請求については、旧要項を準用する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年1月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は 図画	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 録音テープ又は録音	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円

ディスク		
3 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
4 電磁的記録(2の項又は3の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 1の項ハ若しくはニ又は4の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

年 月 日

法人文書開示請求書

国立大学法人岡山大学長 殿

ふりがな
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電 話 番 号 () -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり請求します。

<p>法人文書の名称又は知りたい内容等 〔請求に係る法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。〕</p>	
<p>備 考（任意記入） 〔① 求める開示の実施方法 ② 大学において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別 について記入してください。〕</p>	<p>① 開示の実施方法 1 閲覧, 2 写しの交付, 3 その他 () ② 希望する方に○を付してください。 イ 大学において開示の実施を求める。 (この場合、希望日を記入してください。) 年 月 日 () 時 分 年 月 日 () 時 分 ロ 写しの送付による開示の実施を求める。</p>

(*以下は記入不要)

<p>受理年月日</p>	<p>年 月 日</p>	<p>受付担当</p>	<p>情報公開担当 () -</p>
<p>決定期限</p>	<p>年 月 日</p>	<p>整理番号</p>	
<p>開示請求手数料</p>	<p>300円× 件</p>		<p>円</p>

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

殿

国立大学法人岡山大学長

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条（第13条）第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称	
移送年月日	年 月 日
事案の移送先の機関名及び担当	担当 住 所 電話番号（ ） ー
事案の移送をした理由	

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL - - ）に御連絡ください。

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

殿

国立大学法人岡山大学長

印

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている法人文書について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定により開示の請求がありましたので通知します。

ついては，この情報の開示の当否について御意見がある場合は，書面（様式任意）によりお知らせください。

開示請求に係る法人文書の名称	
開示請求に係る法人文書に記録されている（あなた，貴社等）に関する情報の内容	
法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	
開示請求の年月日	年 月 日
開示不開示の決定予定年月日	年 月 日
意見書の提出先	岡山大学総務・企画部総務課 住所：〒700-8530 岡山市北区津島中一丁目1番1号 (電話番号：() -)
意見書の提出期限	年 月 日

- * 不明な点がある場合には，情報公開担当（TEL - - ）に御連絡ください。
なお，意見書の提出がない場合は，本学の決定に従うものといたします。

第 号
年 月 日

法人文書開示等決定延期通知書

殿

国立大学法人岡山大学長

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL - - ）に御連絡ください。

第 号
年 月 日

法人文書開示等決定特例延期通知書

殿

国立大学法人岡山大学長

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	年 月 日
相当部分を除いた 決定期間を延長する 残りの部分	
残りの部分の決定 を延長する期間	日間
残りの部分の延長 後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL - - ）に御連絡ください。

法人文書開示決定通知書

殿

国立大学法人岡山大学長

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示実施手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 〔別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。〕	1) 年 月 日 () 時 分 2) 年 月 日 () 時 分 3) 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円

- * 1 不明な点がある場合には、情報公開担当 (TEL - -) に御連絡ください。
- * 2 この通知があった日から 30 日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報公開担当まで提出してください。なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき (開示実施手数料が無料の場合に限る。) は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。
- * 3 開示実施手数料は、開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日までに送付願います。(金額は、後日改めて連絡します。)
- * 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ、「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

法人文書部分開示決定通知書

殿

国立大学法人岡山大学長

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示実施手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 〔別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。〕	1) 年 月 日 () 時 分 2) 年 月 日 () 時 分 3) 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	日間 円

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岡山大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岡山大学を被告として、岡山地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- * 1 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL - - ）に御連絡ください。
- * 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報公開担当まで提出してください。なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。
- * 3 開示実施手数料は、開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日まで送

- 付願います。(金額は、後日改めて連絡します。)
- * 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ、「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

第 号
年 月 日

法人文書不開示決定通知書

殿

国立大学法人岡山大学長

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
開示しない理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岡山大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岡山大学を被告として、岡山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

* 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL - -)に御連絡ください。

第三者に係る法人文書開示決定通知

殿

国立大学法人岡山大学長

印

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されております法人文書の開示請求について，先に御意見をいただきましたが，この度開示することと決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により，次のとおりお知らせします。

開示請求に係る法人文書の名称	
開示請求に係る法人文書に記録されている（あなた，貴社等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日

この決定に不服がある場合には，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，国立大学法人岡山大学に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国

立大学法人岡山大学を被告として、岡山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL - - ）に御連絡ください。

年 月 日

開示の実施方法の申出書

国立大学法人岡山大学長 殿

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

年 月 日付け 第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、下記のとおり開示の実施を受けたいので申し出ます。

<p>開示の実施方法</p> <p>開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	---

(*以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>(開示の実施を求める部分)</p>
<p>イ 大学において開示の実施を希望する。</p>	<p>(開示の実施を希望する日)</p> <p>年 月 日 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>(写しの送付先（上記住所又は居所と同じときは記入不要）)</p> <p>〒</p>
<p>エ 開示実施手数料の納入方法</p>	<p>1) 開示実施日に開示実施場所で納入する</p> <p>2) 開示実施日の前日までに送付する</p>

* 開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、本書を提出する必要はありません。

年 月 日

更なる開示の申出書

国立大学法人岡山大学長 殿

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

年 月 日付け 第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、年 月 日に開示の実施を受けましたが、下記のとおり更なる開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p>開示の実施方法</p> <p>開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	--

(*以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>(開示の実施を求める部分)</p>
<p>イ 大学において開示の実施を希望する。</p>	<p>(開示の実施を希望する日)</p> <p>年 月 日 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>(写しの送付先（上記住所又は居所と同じときは記入不要）)</p> <p>〒</p>

* 正当な理由がある場合を除き、一度受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

年 月 日

開示実施手数料減額・免除申請書

国立大学法人岡山大学長 殿

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定により、次のとおり開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

減額又は免除を求める額 (ただし、2,000円を限度とする。)	円
減額又は免除を求める理由	

- * 1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては、当該事実を証明する書面を添付してください。
- * 2 この申請書は、開示の実施方法の申出書と併せて提出してください。

第 号
年 月 日

開示実施手数料減額・免除決定通知書

殿

国立大学法人岡山大学長

印

年 月 日付けで申請のありました開示実施手数料減額・免除申請については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 内 容	
減額又は免除しない場合の開示実施手数料	開示実施手数料： 円

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人岡山大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岡山大学を被告として、岡山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- * 1 決定内容が「全額免除」以外の場合、開示実施手数料については、開示実施日に開示場所で納入するか、あるいは開示実施日の前日までに送付願います。
- * 2 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL - - ）に御連絡ください。

第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

殿

国立大学法人岡山大学長

印

年 月 日付けで審査請求のありました件については、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条の規定により通知します。

1 審査請求のあった法人文書の名称又は内容	
2 審査請求に係る開示決定等	
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平〇諮問〇〇号

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL - - ）に御連絡ください。

注1) 「2 審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類（開示決定、部分開示決定又は不開示決定）を記載すること。

注2) 「4 諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

第 号
年 月 日

審査請求に対する裁決

殿

国立大学法人岡山大学長

印

年 月 日付けで審査請求のありました件については、次のとおり通知します。

審査請求のあった法人文書の名称	
事案の概要	
審査請求に対する裁決	
理由	

この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人岡山大学を被告として、岡山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL - - ）に御連絡ください。

